

株式譲渡契約書

売主：●●（以下「甲」という。）と買主：●●（以下「乙」という。）は、第2条に定める甲の保有する株式会社●●（本店の表示：東京都●● 以下「対象会社」という。）の普通株式の乙に対する譲渡（以下「本件株式譲渡」という。）に関し、本日以下のとおり合意したので、株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、下記の各号に定める意義を有するものとする。

記

- ① 「本件譲渡代金」とは、本件株式譲渡の対価をいう。
- ② 「本件株式譲渡実行」とは、本件株式譲渡の実行をいう。
- ③ 「本件株式譲渡日」とは、本件株式譲渡の実行日をいい、●年●月●日又は但甲及び乙が別途書面で合意した日をいう。
- ④ 「本件株式」とは、甲の保有する対象会社の発行する普通株式●●株をいう。
- ⑤ 「法令等」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規則の総称をいう。
- ⑥ 「潜在株式」とは、新株予約権、新株予約権付社債その他株式を取得することができる権利もしくは株式への転換請求権またはこれらに準ずる権利をいう。
- ⑦ 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密及びその他の知的財産権を総称していう。

第2条 （本件株式の譲渡）

甲は、本契約に定めるところに従い、本件株式譲渡日をもって、下記の本件株式を、乙に対して譲り渡し、乙はこれを譲り受ける。

記

本店所在地：東京都●●
会社名：株式会社●●
本件株式：普通株式 ●●株

第3条 （譲渡代金）

甲と乙とは、本件譲渡代金を、総額 金 ●● 円、とすることに合意する。

第4条 (本件株式譲渡の実行)

1. 甲は、本件株式譲渡日において、乙から本譲渡代金全額の支払いを受けるのと引き換えに、本件株式にかかる全ての株券を引き渡すとともに、対象会社に対して乙と共同して、本件株式を乙名義とする名義書換請求を行う。

【株券発行会社を想定しています】

2. 乙は、本件株式譲渡日において、甲が前項の規定により、本件株式にかかる全ての株券の引き渡し及び対象会社に対して本株式の譲渡にかかる株主名簿記載事項変更請求を行うのと引き換えに、本譲渡代金を下記口座に送金して支払う。なお、振込送金にかかる費用（受取銀行側で発生する費用を含む。）は乙が負担するものとする。

記

銀行名・支店名
預金種類
口座番号
名義人

【株式譲渡と代金の支払いを同時履行の形にしています。譲渡代金を後払いにすると、株式を譲渡したにもかかわらず、譲渡代金が支払われない可能性があるので注意してください。】

3. 甲は乙に対し、下記の重要物品等（以下「本件重要物品」という。）を引き渡すものとする。

記

- ① 対象会社において本件株式譲渡を承認する旨の決議がなされたことを示す取締役会議事録の写し（対象会社の代表取締役による原本の内容と相違ない旨の証明文言付き）

【譲渡制限付株式であり、株式譲渡をするにあたり、取締役会の承認が必要であることを前提にしています。甲が100%株主の場合には、取締役会の承認決議がなくても、株式譲渡は会社との関係でも有効とするのが判例です（最判平成5年3月30日）。】

- ② 対象会社の代表印
- ③ 対象会社の銀行印
- ④ 対象会社の通帳
- ⑤ 対象会社の印鑑カード
- ⑥ 対象会社のキャッシュカード

- ⑦ 対象会社の手形帳・小切手帳
- ⑧ 対象会社のクレジットカード類
- ⑨ 対象会社取締役全員の辞任届

【経営陣をすべて変更することを前提にしています】

- ⑩ その他対象会社の重要物品のすべて

第5条 (甲の表明及び保証)

1. 対象会社は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、その財産を所有し、現在行っている事業を遂行し、本契約を締結し、かつ、本契約の規定による義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること
2. 甲は、本契約の締結及び本契約の規定による義務の履行に関し、法令等及び対象会社の定款その他の内部規則に従った必要な手続をすべて履践していること
3. 本契約は、適法有効かつ法的拘束力を有する執行可能な甲の義務を構成すること
4. 甲による本契約の締結及び本契約の規定による義務の履行は、対象会社の定款その他の内部規則に違反しないこと
5. 本契約に署名または記名捺印する者は、法令等その他の規則で必要とされる手続に基づき、本契約に署名または記名捺印する権限を付与されていること
6. 甲は、本件株式のすべてを適法かつ有効に保有する株主であり、乙を除き他に本件株式についていかなる権利を主張する者も存在しないこと。また、本件株式には、担保権、譲渡の約束（乙に対するものを除く。）、譲渡の禁止その他いかなる制限または負担もついておらず、甲は本件株式を譲渡する権限を有していること
7. 対象会社の発行可能株式総数及び発行済株式総数は、それぞれ下記のとおりであつて、その発行済株式はすべて有効に発行されたものであり、対象会社にはこれらの株式以外に発行可能な種類の株式は存在しないこと

記

発行可能株式総数（種類・数）	発行済株式総数（種類・数）
普通株式●●株	普通株式●●

8. 対象会社は、潜在株式の発行もしくは付与またはそれらの決議をしておらず、かつ乙を除きいかなる者との間でも対象会社の株式または潜在株式を発行もしくは付与またはそれらの決議をする旨の契約、合意その他の取り決めをしていないこと
9. 対象会社を構成する各社は、潜在株式の発行もしくは付与またはそれらの決議をしておらず、かつ、いかなる者との間においても自らの株式または潜在株式を発行もしくは付与またはそれらの決議をする旨の契約、合意その他の取り決めをしていないこと
10. 対象会社の株主名簿には甲が本件株式を保有する株主であることが、記載されてい

ること

11. 対象会社の貸借対照表及び損益計算書は、「中小企業の会計に関する基本要領」に従い、各決算期末現在の対象会社の財務状態及びその日に終了した事業年度の営業成績を適正に表示していること。
12. 平成●年●月●日以降、対象会社の資産、財産、事業、債務及び財務状態等について、重大な変化は生じていないこと。また、かかる変化を惹き起こすおそれがあると合理的に判断される事由、事実又は状況は発生していないこと。

【契約書において、よく記載される条項を列挙しましたが、保証できないものについては条項に入れないようにします。また、11, 12にあたりになると、「適正に表示していること」「重大な変化は生じていない」ことなどのあいまいな文言が入ってくるので、なるべく入れない方向で交渉をしましょう。】

第6条 (乙の表明及び保証)

1. 乙は、本契約の締結及びその義務の履行について、必要な能力を有していること。
2. 乙による本契約の締結及びこれに基づく義務の履行は、乙に適用されるいかなる契約若しくは合意又は法令等若しくは定款等社内規則にも違反又は抵触していないこと。
3. 株式譲渡実行日において本契約の締結及びその義務の履行に関連して、法令又は契約等により必要とされる官公庁その他第三者の許可、認可、登録、承認、同意又は第三者への届出若しくは通知等が履践されていること。
4. 乙を代表して本契約等に署名又は記名捺印する者は、法令等、乙の定款、その他内部規則で必要とされる手続にもとづき、乙を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
5. 乙による本契約の締結及び履行に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある乙に対する判決、決定、命令若しくは行政処分は存在せず、又はそれらが発生するおそれがないこと。
6. 本契約は、乙に対して、適法かつ有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能であること。
7. 乙及びその役員ないし重要な使用人は、暴力団等ではないこと。

第7条 (保証債務の解消、担保権の抹消)

1. 乙は、本件株式譲渡後、●年●月●日までに、対象会社を主たる債務又は被担保債務とするすべての保証債務（以下「本件保証債務」という。）及び甲の所有資産に設定されている抵当権その他の担保権（以下「抵当権等」という。）

について、乙の負担と責任において、甲の本件保証債務に関する保証契約からの脱退並びに抵当権等の設定契約の解除及び抵当権等登記の抹消のために必要な手続を行うものとする。

2. 同手続が完了するまでの間に、債権者から甲に対し本件保証債務の履行請求又は抵当権等の実行等がなされた場合、乙は、自らの負担と責任において処理をするものとする。

【株式譲渡後、保証債務の解消や担保権の抹消について、期限を設ける条項になっています。本条項によれば、期限までに、保証債務の解消及び抵当権の抹消がなされない場合、損害賠償請求や契約を解除することが可能となります。

これに対し、「乙は、保証債務の解消や担保権の抹消できるようにできる限り協力する」などの条項の場合には、乙の債務となっておりませんので、履行がされなくても、解除や損害賠償請求をすることが困難になりますので、注意が必要です。】

第8条 (賠償・補償)

1. 甲は、第5条に基づく甲の表明及び保証が虚偽若しくは不正確であったこと、又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因して乙が被った一切の損害（対象会社が対象会社以外の会社に対して負担する保証債務によるもの、従業員に対する未払給与（支払日から2年以内のものに限る。）、見込額を超えた損額賠償額、合理的な弁護士費用を含むがこれらに限られない。以下「損害等」という。）について、●円を限度として、乙に賠償するものとする。ただし、甲は、甲の表明若しくは保証の違反により乙に生じた損害については、かかる甲の違反について甲に故意又は重過失があり、且つ、その違反の内容が重大である場合は、その限度額を超えて賠償する義務を負う。なお、第5条の甲の表明及び保証のうち、以下に掲げるものに関する違反については、甲に重過失があり、その違反の内容が重大であるものとみなす。
 - ① 第6号に掲げる本株式の甲への帰属に関する事項
 - ② 第7号に掲げる対象会社の資本構成等に関する事項。

【詳しい条項を入れていますが、5条で解説をしたとおり、表明保証について絶対に間違いないものを記載することにより、損害賠償請求をされるリスクがなくなります。それでも、不安な場合には、損害賠償の限度額をなるべく低くなるように交渉をしましょう。本条項では、ただし書きにおいて、限度額を超えて賠償することができるようになっていますが、なるべく入れない方向で交渉を進めましょう。】

2. 前項にかかわらず、以下の損害等については、甲は賠償する義務を負わない。

① ●●

② ●●

3. 乙は、第6条に基づく乙の表明及び保証が虚偽若しくは不正確であったこと、又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因して甲が被った一切の損害等について、●円を限度として、甲に賠償するものとする。ただし、乙は、乙の表明若しくは保証の違反により甲に生じた損害については、かかる乙の違反について乙に故意又は重過失があり、且つ、その違反の内容が重大である場合は、その限度額を超えて賠償する義務を負う。

【第7条を履行しない場合、この条項で損害賠償をすることが可能となります。】

4. 本条に基づく賠償は、本件株式譲渡日から1年後の応当日までに書面をもって請求した場合に限り行われるものとする。

【損害賠償できる期限を1年としています。もっと短くすることも可能です。】

第9条 (解除)

1. 甲は、(i)乙に第6条に定める表明若しくは保証の重大な違反が存する場合、(ii)乙が第7条を履行しない場合、(iii)乙に本契約上の義務の重大な違反があり、甲の乙に対する書面による催告後2週間を経過する日までにその違反が是正されなかった場合、又は(iv)甲の責めに帰すべからざる事由により本株式譲渡が実行日までに実行されなかった場合には、本株式譲渡の実行以前に乙に対して書面で通知することにより本契約を解除することができる。かかる解除権の行使は、甲による第7条第3項に基づく損害賠償請求権の行使に何ら影響を与えるものではない。

【第7条を履行しない場合、この条項で解除できることとなります。(iii)の「本契約上の義務の重大な違反」として解除することも可能であると考えられますが、第7条を履行しないことが「本契約上の義務の重大な違反」となるかは不明確です。そのため、条項に入れておきましょう。】

2. 乙は、(i)甲に第5条に定める表明若しくは保証の重大な違反が存する場合、(ii)甲に本契約上の義務の重大な違反があり、乙の甲に対する書面による催

告後2週間を経過する日までにその違反が是正されなかった場合、(iii)対象会社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は特定調停手続開始その他これに類する法的倒産手続の申立てをした場合又はそのおそれがある場合、(iv)対象会社が、支払不能、支払停止及び計算書類上債務超過の状況になった場合、又は(v)乙の責めに帰すべからざる事由により本株式譲渡が実行日までに実行されなかった場合には、本株式譲渡の実行以前に甲に対して書面で通知することにより本契約を解除することができる。かかる解除権の行使は、乙による第7条第1項に基づく損害賠償請求権の行使に何ら影響を与えるものではない。

3. 前二項のほか、本契約で定める場合を除き、本契約を解除又は解約することはできない。
4. 本条に基づく解除は、本件株式譲渡日から1年後の応当日に限りできるものとする。

【解除できる期間を制限しました。7条の損害賠償の定めにあわせて、1年間としていますが、短縮することも可能です。なお、株式譲渡契約が解除された場合、株式譲渡代金を全額返還する必要があります。】

第10条 (秘密保持義務)

1. 甲及び乙は、本契約の存在及び内容並びに本契約に関連して相手方から開示を受ける一切の情報(情報の形態及び提供方法を問わない。以下「本情報」という。)を厳格に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本情報を、本事業譲渡の実行のために本情報を知る必要のある自社の取締役、監査役その他の役員及び従業員並びに外部専門家(弁護士、司法書士、公認会計士、税理士を含む。)を除く第三者に対して開示してはならない。
2. 前項の規定に基づき第三者に対する本情報の開示が認められる場合、開示を行う当事者は、開示を受けた第三者に対して当事者と同一の秘密保持義務を負わせなければならない。開示を受けた第三者の責めに基づき本情報が漏えいした場合であっても、開示を行った当事者もその責任を負う。
3. 甲及び乙は、本契約締結日から5年間、前二項に基づく義務を負う。
4. 第1項の規定にかかわらず、本情報には、下記の各号に該当する情報は含まれないものとする。

記

- ①開示を受ける時点で既に公知であった情報
- ②開示を受けた後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

③開示を受ける以前より、受領者が保持していた情報

④受領者が正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく入手した情報

5. 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙が甲から開示を受けた一切の情報を、本件株式譲渡実行のために本情報を知る必要のある乙のグループ会社、乙のグループ会社の取締役、監査役その他の役員及び従業員並びに外部専門家に対して開示し、相互に共有することに異議なく同意する。
6. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙並びに第1項または前項の規定に基づき本情報の開示を受ける者は、政府機関、公的機関、規制当局、自主規制機関（証券取引所及び日本証券業協会を含むが、これらに限られない。）からの命令、要請等により開示する場合、司法機関の判決、決定、命令等により開示する場合、その他法令、政令等に基づき開示する場合には、相手方の事前の承諾を得ることなく、本情報を開示することができる。

第11条 （権利義務の譲渡禁止）

甲と乙は、本契約上の権利、義務及び本契約上の地位を、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に対して譲渡その他移転してはならない。

第12条 （費用負担）

甲と乙は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用については、各自これを負担するものとする。

第13条 （修正及び変更等）

本契約のいかなる規定の修正または変更も、甲あるいは乙の代表者が記名捺印（ただし、捺印は印鑑登録された会社印による捺印に限る。）した書面によってなされるものでなければ効力を有しない。本契約の規定に基づきいかなる権利もしくは義務の放棄または免除も、それを行う当事者の代表者が記名捺印（ただし、捺印は印鑑登録された会社印による捺印に限る。）した書面によってなされるものでなければ効力を有しない。

第14条 （完全合意）

本契約は、本契約の対象事項に関するすべての甲と乙間の完全な合意を構成するものであり、かかる対象事項に関する甲と乙間の本契約締結以前のすべての合意、了解その他の取決めに優先する。

第15条 （協議解決）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈について疑義が生じた事項について

は、甲と乙は、誠意をもって協議のうえ解決する。

第16条 (管轄裁判所)

本契約に関し、甲と乙間に生じた一切の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(条文以上)

以上の合意を証するため本契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ 1 通を所持するものとする。

●●年●●月●●日

甲：

乙：